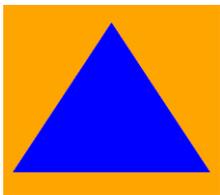


宜野湾市国民保護計画

【概要版】

～武力攻撃等から身を守るために～



このマークは、国民の保護のための措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用する国際的な標章（特殊標章）です。デザインはオレンジ色地に青の正三角形の図案となっており、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書で定められています。

平成27年3月

宜野湾市

はじめに

宜野湾市では、外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、的確かつ迅速に住民のみなさんの生命、身体、財産を守ることができるよう、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」（平成16年9月施行）に基づいて、宜野湾市国民保護計画を作成いたしました。

この概要版は、住民の皆様にも国民保護について理解をしていただけるように、宜野湾市国民保護計画の概要をご紹介します。

◆国民保護法とは

国民保護法は、平成16年9月に施行された法律で、正しくは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といいます。この法律は、我が国に対して外部からの武力攻撃を受けたり大規模テロなどが発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活などに及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃等災害への対処に関する措置などを定めたものです。

～宜野湾市国民保護計画の概要～

◆国民保護計画とは

国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は国民保護計画を作成することが義務づけられました。この計画は、武力攻撃を受けたり大規模テロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市が、国・沖縄県・市町村・関係機関などと連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるようにあらかじめ定めておくものです。

◆計画の内容

宜野湾市国民保護計画は、あらゆる事態に対応するため、下記の項目から構成されています。

●第1編 総論

市の責務や計画の目的、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたって、特に留意すべき事項について基本方針として9項目を掲げています。また計画が対象とする武力攻撃事態や緊急対処事態などについて記載しています。

●第2編 平素からの備えや予防

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための平素からの備えとして、市の組織・体制の整備、関係機関との連携体制の整備、通信の確保や情報収集・提供等の体制整備や研修及び訓練について記載しています。

●第3編 武力攻撃事態等への対処

初動連絡体制の確立、市対策本部の設置や関係機関相互の連携を始め、武力攻撃事態等が発生した際の警報の伝達、避難指示の伝達、避難住民の誘導及び避難施設での救援などの措置について記載しています。

●第4編 復旧等

武力攻撃災害が発生した際に実施する応急復旧について定めるとともに市が国民保護措置に要した費用の支弁等、損失補償及び損害補償について記載しています。

●第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態に関する計画で、「武力攻撃事態等への対処」と同様の内容が盛り込まれています。

◆国民保護計画が対象とする事態

宜野湾市国民保護計画においては、下記の事態を想定しています。

①武力攻撃事態

- ・着上陸侵攻
- ・ゲリラ、特殊部隊による攻撃
- ・弾道ミサイル攻撃
- ・航空攻撃

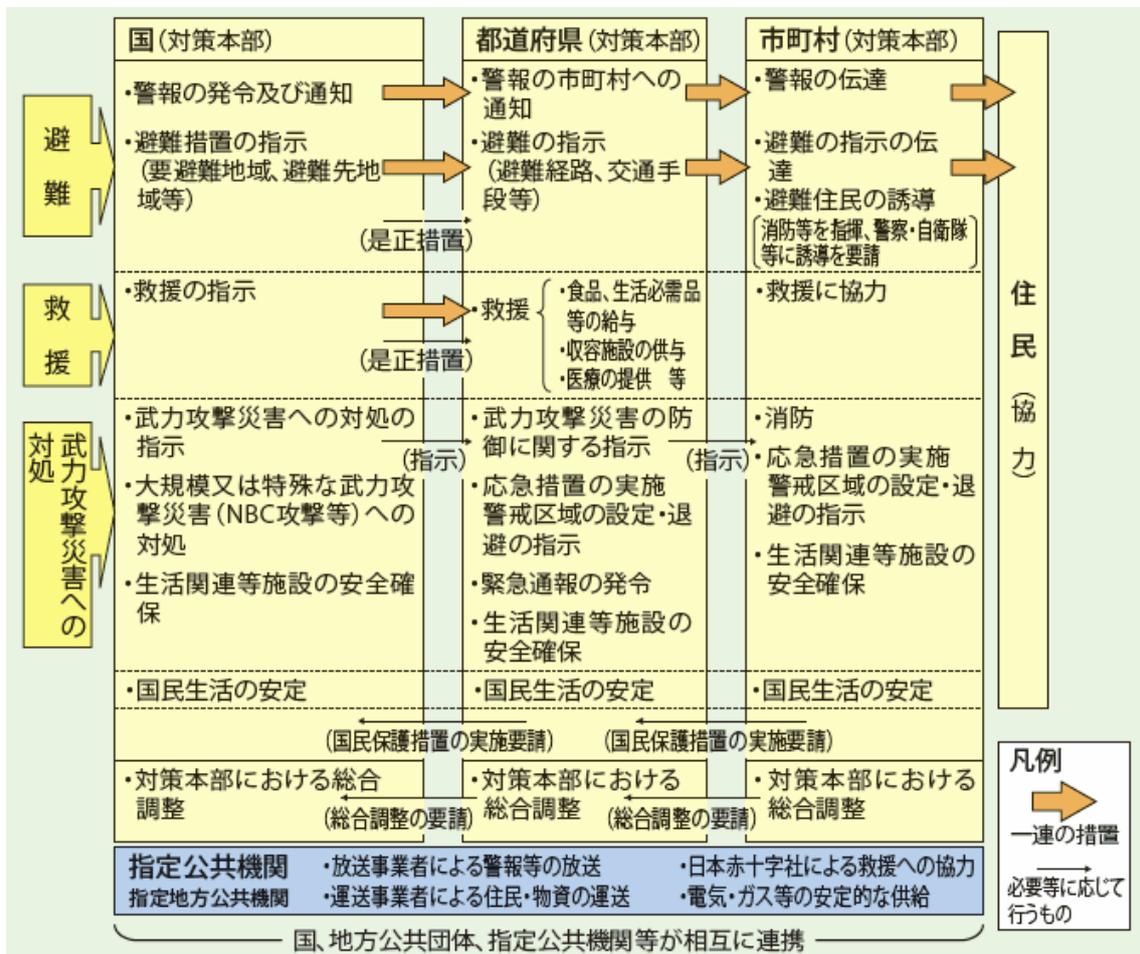
②緊急処理事態

- ・危険物質を有する施設への攻撃が行われる事態
- ・大規模集客施設等への攻撃が行われる事態
- ・大量殺傷物質による攻撃が行われる事態
- ・交通機関を破壊手段としたテロが行われる事態

～国民保護計画の流れ～

◆国民保護措置の全体の仕組み

国民保護措置は、大きく「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」の3つについて、国、県、関係機関と協力して以下の流れで進めていきます。



◆事態に応じた避難

避難方法	内容
屋内への避難	弾道ミサイル攻撃等が行われ、時間的に余裕がない場合には、一時的に屋内へ避難することが大切です。その後、事態の状況や被害状況に応じて、安全な地域へ避難します。
市内の安全な地域への避難	移動の安全が確保され、時間的に余裕がある場合には、バス等の交通手段を利用して安全な地域へ避難します。
市外・県外への避難	大規模な着上陸侵攻等が行われた場合には、国の総合的な方針に基づき、県内各市町村及び他の都道府県に避難します。

◆救援

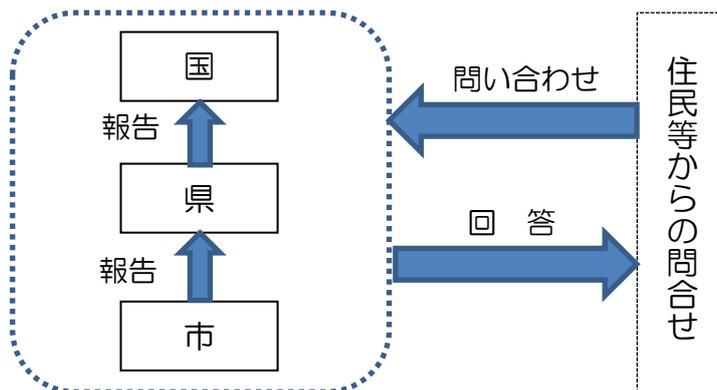
市は、県や日本赤十字社等の関係機関などと協力して、避難所の開設、運営、医療の提供、食品・飲料水などの生活必需品の供給、医療の提供などの救援活動を行います。

- 避難所の開設、運営（救援センターの設置）
 - ・ 避難住民に対する食糧等の配布
 - ・ 医療衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
 - ・ 避難住民の生活状況の把握
 - ・ 市長に対する物資・資材等の要請
- 食品・飲料水の提供
- 生活必需品の提供

◆安否情報の収集・回答

市は、個人情報保護に配慮し、国、県、市町村が連携しながら、行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために対応窓口を設置し、安否情報の収集や整理、回答を行うことにしています。

【安否情報の収集・提供の流れ】



～武力攻撃に伴う被害の最小化～

◆市は、被害を最小化するため、県、消防、警察等関係機関と協力して、生活関連施設の警備強化、退避の指示や警戒区域の設定、消火、救急及び救助などの措置を行います。

○消火、救急及び救助活動を行います。

○警戒区域の設定を行い、区域内の立入制限、立入禁止、及び退去命令を行います。

○生活関連施設の安全の確保、警備強化等を行います。

○危険物、高圧ガス等の取扱所での製造等の禁止・制限等の措置を行います。

～住民への協力要請～

◆武力攻撃事態等においては、国、都、市町村などの関係機関が国民保護措置を行います。被害を最小にするため、地域住民の協力が欠かせません。

協力を要請する場合は、協力者の安全確保に十分配慮するものとします。

○ 避難住民の誘導に必要な援助

○ 避難住民等の救援に必要な援助

○ 消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助等に関する必要な援助

○ 保健衛生の確保の実施に必要な援助

○ その他、協力・援助が必要な場合における援助

～警報が発令された場合の行動～

《直ちにとるべき行動》

◆屋内にいる場合

○ドアや窓を全部閉めましょう。

○ガス、水道、換気扇を止めましょう。

○ドア、壁、窓ガラスなどから離れて座りましょう。

◆屋外にいる場合

○近隣の堅ろうな建物や地下施設など、屋内に避難しましょう。

○車を運転している場合は、出来る限り道路外の場所に車両をとめてください。道路外へ車両を止めるのが難しいなどの場合は、緊急車両の妨げにならない場所もしくは道路の左側に寄せて、車両を止めるようにしましょう。

《落ち着いて情報収集に努めましょう》

○テレビやラジオ、防災行政無線、広報車を通じて住民の皆様へ伝えられる各種情報に注意し、落ち着いて情報収集を行い、状況の把握に努めましょう。

《避難の指示に従いましょう》

○市からの避難の指示としては、「屋内への避難」、「市内の避難施設への避難」、「他市町村や他府県への避難」などが考えられます。

○状況に応じて、避難指示等が出されますので、指示に従って落ち着いて避難行動を行うようにしましょう。

～資料編～

《避難施設の一覧》

	名称	住所	電話番号
1	宜野湾市立宜野湾中学校	赤道1丁目15番1号	098-893-1354
2	宜野湾市立赤道児童センター	赤道1丁目5番16号	098-892-3397
3	老人福祉センター	赤道1丁目5番17号	098-893-6400
4	宜野湾市立新城児童センター	新城2丁目4番地11号	098-892-8888
5	宜野湾市立普天間中学校	新城2丁目41番1号	098-892-3328
6	宜野湾市立普天間第二小学校	新城2丁目8番19号	098-892-2424
7	宜野湾市立大謝名小学校	大謝名5丁目12番1号	098-897-2100
8	宜野湾市立大謝名児童センター	大謝名5丁目25番2号	098-897-4117
9	宜野湾市立大山児童センター	大山4丁目14番3号	098-890-0015
10	宜野湾市立大山小学校	大山5丁目16番1号	098-897-2174
11	嘉数高台公園	嘉数1丁目5番	098-897-2751
12	沖縄県立中部商業高等学校	我如古2丁目2番1号	098-898-4888
13	宜野湾市立嘉数中学校	我如古423番地	098-898-2642
14	宜野湾市立宜野湾小学校	神山一丁目1番1号	098-892-3006
15	宜野湾市立志真志小学校	宜野湾3丁目5番1号	098-892-1502
16	宜野湾市立長田小学校	長田3丁目19番1号	098-892-1177
17	宜野湾市民会館	野嵩1丁目1番2号	098-893-4433
18	野嵩第一公園	野嵩3丁目15番45号	098-897-2751
19	宜野湾市立普天間小学校	普天間1丁目10番1号	098-892-3359
20	沖縄県立普天間高等学校	普天間1丁目24番1号	098-892-3354
21	宜野湾市保健相談センター	真栄原1丁目13番15号	098-898-5583
22	宜野湾市立嘉数小学校	真栄原1丁目13番1号	098-898-2630
23	佐真下公園	真栄原3丁目38番	098-897-2751
24	森川公園	真志喜1丁目24番1号	098-897-2751
25	沖縄県立宜野湾高等学校	真志喜2丁目25番1号	098-897-1020
26	宜野湾市立真志喜中学校	真志喜3丁目19番1号	098-897-3651
27	宜野湾市立体育館	真志喜4丁目2番1号	098-897-2751
28	宜野湾海浜公園	真志喜4丁目2番1号	098-897-2751
29	沖縄コンベンションセンター	真志喜4丁目3番1号	098-898-3000

お問い合わせ先

【宜野湾市役所 市民防災室】

【住所】〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1（本館3階）

【電話】（代表）098-893-4411（直通）098-892-3151

【ホームページ】<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>